

令和6年9月5日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 吉田 総一

賃金指導官 佐藤眞一郎

(電話) 096 - 355 - 3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



熊本県最低賃金の改正について
～ 令和6年度 時間額952円 ～

熊本労働局長（金成真一）は、熊本県最低賃金に関する改正決定を行い、最低賃金法第14条第1項に基づき、令和6年9月5日に官報公示を行いました。

これにより、発効日は公示の日から起算して30日を経過した日である令和6年10月5日となります。

（同条第2項）

【公示概要】

熊本県最低賃金	1時間	952円
発効日	令和6年10月5日	

熊本労働局では発効日に向けて周知広報を行ってまいります。